

「合併特例法」延長へ

今から 20 年前、「平成の大合併」が始まる頃から、東海地方を中心に合併を調査研究してきた。名古屋市大の人文社会学部セミナー室で、山田公平先生らと毎月「合併研究会」を開催し、報告書や著書を刊行してきた。

久しぶりに市町村合併が話題になった。地方制度調査会(地制調)が 10 月 25 日に「合併特例法」延長を答申した。写真の朝日新聞 26 日朝刊を抜粋して紹介する。

合併特例法が延長されるのは、市町村の運営が今後厳しくなるとの認識が政府側にあり、対応を促したためだ。財政優遇措置をつくり、政府が推進の旗を振った 1999～2010 年の「平成の大合併」で、全国に 3232 あった市町村数は 1718 とほぼ半数。だが、いまでも人口 3 万人未満の市町村が半数を占める。

国の推計では、国内の高齢者人口がピークを迎える 2040 年ごろには、3 万人未満の市町村の大半で人口が 2 割以上減る見通しだ。総務省幹部は「小規模の自治体は、何らかの選択をしなければ行政サービスを維持していくのは難しくなる」とみる。今回の地制調は、厳しい将来認識に立ち、40 年以降も行政サービスを続けるために必要な法整備について、来年 7 月までに最終答申を出す予定で議論中だ。

25 日の答申は、市町村合併は特例法の延長で「一つの選択肢」として残しつつ、市町村間の広域連携や、都道府県による補完などほかの選択肢も示した。今後の地制調の議論で焦点となるのは、複数の自治体が連携し「圏域」単位で行政サービスを進める仕組みをどこまで打ち出すかだ。例えば、近隣の市民ホールを一つにして、残りを統廃合し、運営に必要なお金や人を減らすなどのかたちを想定。市町村が原則、すべての行政サービスを提供する「フルセット主義」から脱却し、いまの地方自治のあり方を変える可能性がある。ただ、平成の大合併後、「人口の少ない旧市町村部の住民の声が届きづらくなった」などの批判も数多くある。25 日の地制調の総会では、全国町村会会長を務める荒木泰臣・熊本県嘉島町長が「市町村は合併について、言葉では言い表せない苦渋の経験を刻み込んでいる。新たな圏域行政の推進は、平成の大合併の再来ではないかと危惧する」と懸念を示した。

写真は 2013 年に刊行された室崎益輝/幸田雅治編『市町村合併による防災力空洞化』ミネルヴァ書房。副題の「東日本大震災で露呈した弊害」のように、今年も相次いだ大規模災害は、平成の大合併による自治体の防災力空洞化とも関わらせて検証していく必要がある。



(2019 年 11 月 2 日)